

白山市既存不適格屋外広告物等撤去事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、いしかわ景観総合条例(平成20年石川県条例第29号。以下「県条例」という。)の規定に基づき、屋外広告物による景観形成及び優良な屋外広告物の普及を促進するため、県条例に規定する許可基準に不適合となった屋外広告物等の撤去に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則(平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外広告物 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。
- (2) 屋外広告物等 屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件をいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の対象となる区域は、本市の景観計画区域のうち、石川県エコサイン導入促進事業補助金交付要綱(平成21年1月5日。以下「県要綱」という。)第3条に規定する補助対象地域に該当する区域とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、県要綱の規定に基づく石川県エコサイン導入促進事業補助金(以下「県補助金」という。)の交付決定を受けた者とする。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業は、県要綱第4条第1号に規定する事業とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の事業の実施に要した費用から当該事業に係る県補助金の額を差し引いた額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、25万円を限度とする。

(申請書等)

第7条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）
- (2) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）
- (3) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）
- (4) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）
- (5) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。